

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で通院中の方へ

診療報酬改定に伴う重要なお知らせ

令和6年度厚生労働省の診療報酬改定に伴い、令和6年7月1日よりこれまで算定しておりました「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料（Ⅱ）」に移行いたします。当院では、患者さま個々に応じた療養計画に基づく、より総合的な治療管理を行うため、これまでの「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料（Ⅱ）」へ移行し、算定させていただきます。

つきましては、7月以降のご受診の際に、「生活習慣病療養計画書」（初回発行時は本計画書へご署名）を順次お渡ししてご説明しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

対象となる方

「高血圧症」・「脂質異常症」・「糖尿病」のいずれかが主病で通院中の方
※在宅自己注射指導管理料を算定している方は除く。

療養計画書の作成について

個々のご病状に応じた治療計画書を作成しお渡ししますので、初回のみ署名（サイン）をお願いいたします。1~4か月ごとに1回発行し、お渡しします。

これに伴いまして、計画書の作成や移行に関する説明のため平時より待ち時間が発生することが予想されます。あらかじめご了承ください。

また、窓口でのお支払い金額も合わせて変更となります。

皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ご質問・ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問合せください。

費用について

生活習慣病管理料（Ⅱ）333点

※3割負担の方で自己負担額は1,000円/月です。

※月に1回を限度に、ご受診の都度発生します。

※保険種別・治療内容や検査・加算により、上記とは異なる場合があります。

イムス明理会仙台総合病院